

# 仕様書

## 1 件名

宮古島（7）千代田宿舎畳表替え

## 2 場所

沖縄県宮古島市上野字野原97-3 陸上自衛隊千代田宿舎

## 3 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日までとし以下の期間の作業実施を基準とする

1. 令和7年7月28日～8月22日の内監督官の指示する期間（5日基準）
2. 令和7年12月1日～12月26日の内監督官の指示する期間（5日基準）
3. 令和8年3月9日～3月31日の内監督官の指示する期間（5日基準）
4. その他監督官が指示する期間

## 4 概要

(1) 宿舎畳表替え

(2) 施工予定数量

84帖（1戸当たり6畳敷き、部屋毎に施工枚数を監督官が指示）

## 5 一般仕様

(1) 一般事項

ア 本役務は、本特記仕様書によるほか、設計図及び標準仕様書等の定めるところに従い誠実に  
行う。

なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施する。

(ア) 標準仕様書等

a 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版

b 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版

(イ) 積算基準類

公共建築工事積算基準

(ウ) その他基準類

公共建築工事標準書式

イ 本役務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等（条例を含む。）を遵守し、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定、検査等を行う。

ウ 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督官と協議する。

エ 本役務の実施に当たり、設計図書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。請負者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。

(2) 宿舎への立入り及び関係規則等厳守の徹底

ア 宿舎への立入り及び行動は、当該宿舎の規制及び関係者の指示を厳守して行うものとし、施工地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。

イ 宿舎の区域内における車両の通行ルートへの安全対策については、受注者において十分管理するものとする。

ウ 宿舎の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工する。万一破損させた場合は、速やかに監督官及び宿舎の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償する。

(3) 現場管理

ア 養生

既存施設部分、目的物の施工済み部分等については、汚損しないよう適切な養生を行う。

イ 後片付け

役務の完了に際しては、当該範囲に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

(4) 提出書類等

ア 本役務の写真は、カメラ（カラー）又はデジタルカメラ（総画素数80万画素数以上及びファイル形式JPEG）を使用し、着手前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。

イ その他の提出書類等は、標準仕様書及び監督官の指示による。

6 役務仕様

(1) 材料

ア 本役務に使用する材料は設計図書に適合するものとし、全て新品とする。

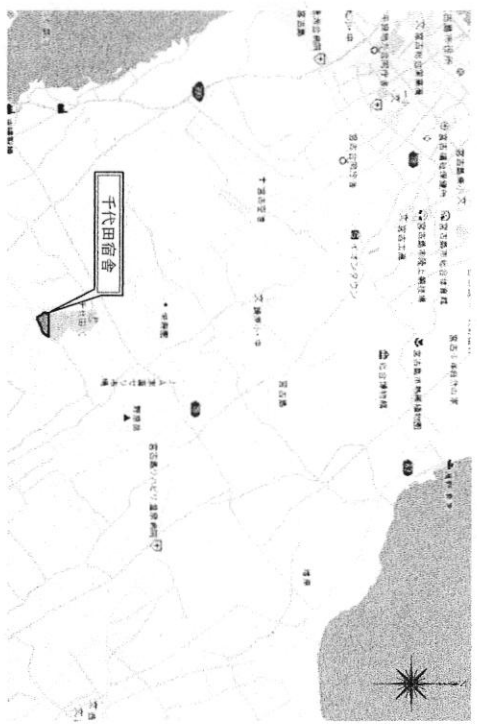
イ 材料の色等については、監督官の指示を受ける。

ウ 畳表は、日本農林規格に定める2等のもの又は同等品以上の品質のものとする。

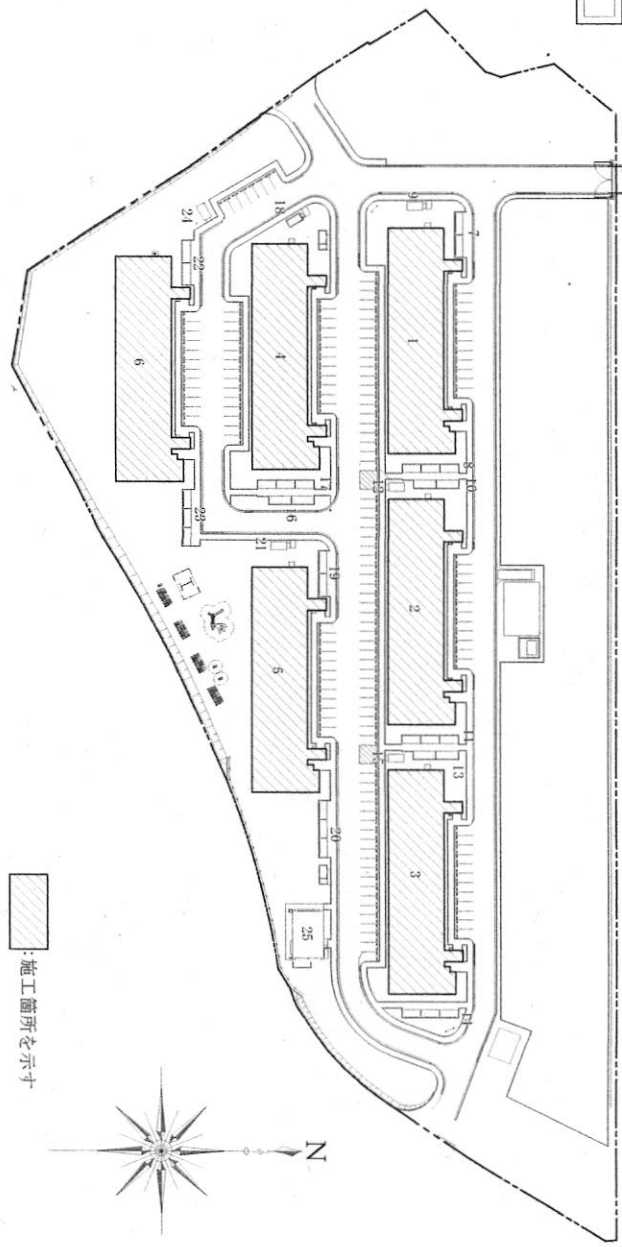
エ 畳へりは、JIS L 3108（畳へり地）に準じたへり地とする。

※ 参考商品 セキスイ表引目（グリーン）抗菌 同等品以上

(2) 細部の施工場所及び施工時期は、監督官の指示による。

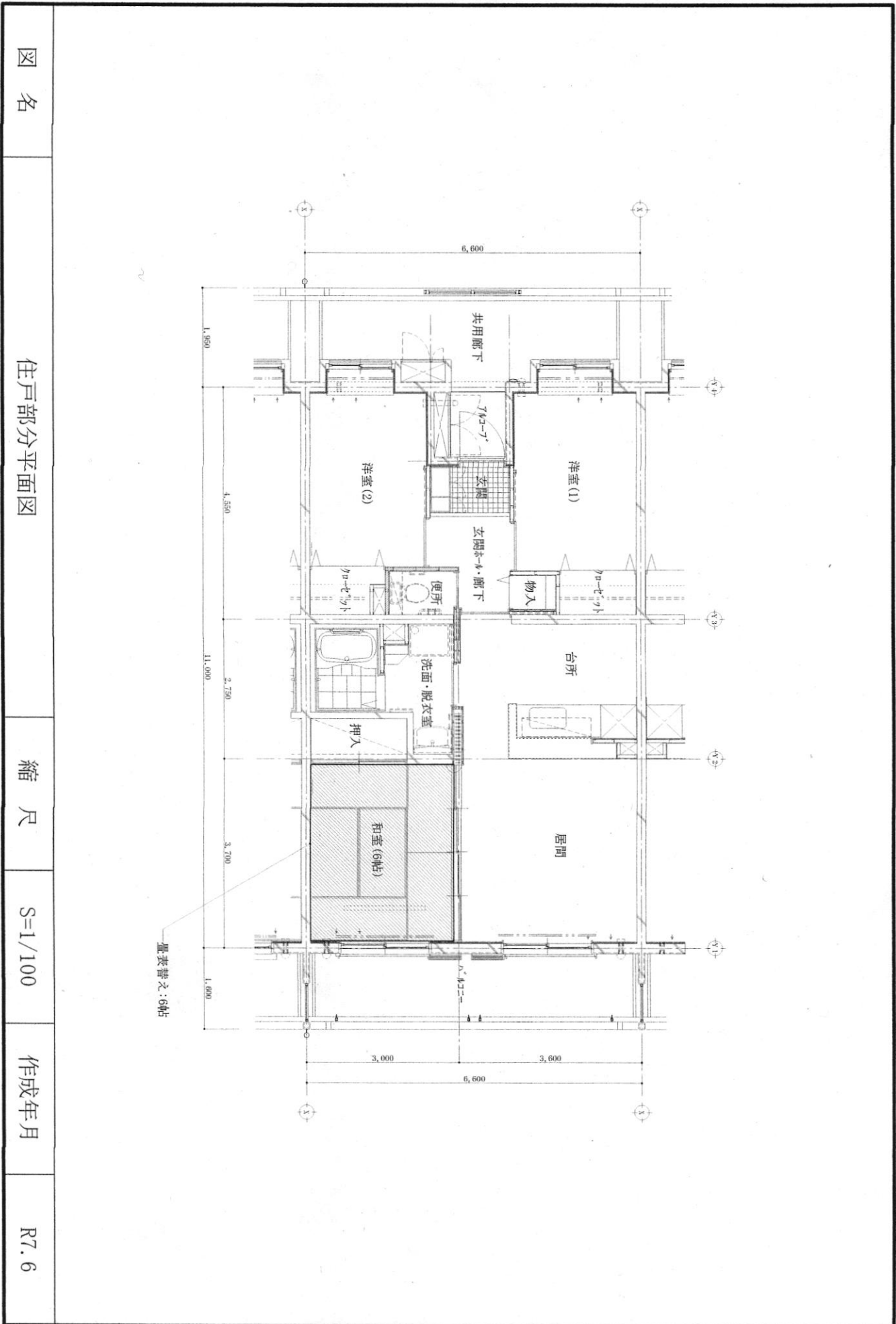


案内図 S=1/10,000



配置図 S=1/2,000

■: 施工箇所を示す



図名

住戸部分平面図

縮尺

S=1/100

作成年月

R7.6